

[平成 1 7 年度予算の概要] - 佐倉市 -

【総括事項】

近年の厳しい地方財政のなかで、佐倉市の財政についても、平成 1 7 年度当初予算の歳入面では、その根幹である市税収入は、平成 1 6 年度当初予算に比べ約 9,500 万円、0.4%の減少、平成 1 5 年度当初予算と比べると約 6 億 6,000 万円、2.8%の減少となっている。さらに、平成 1 5 年度の決算と比べると約 7 億 6,000 万円、3.3%の減少、平成 1 4 年度の決算と比べると約 24 億 2,000 万円、9.7%の減少となった。

また、国のいわゆる「三位一体の改革」の中でも、議論的となっている地方交付税は、総額の抑制という基本的な方針のなかで、平成 1 2 年度には特別交付税と合わせて約 30 億 3,000 万円あったものが、平成 1 5 年度には約 9 億 3,000 万円にまで減少し、平成 1 6 年度では約 5 億円程度（特別交付税は未確定 / 普通交付税は約 3 億 1,000 万円確定済）を見込んでいる。これに関しては、国の制度改革があり、平成 1 3 年度以降は、普通交付税と、地方債である臨時財政対策債とに振り分けて措置されている。臨時財政対策債の発行額は、平成 1 3 年度が約 6 億 5,000 万円、平成 1 4 年度が約 13 億

6,000万円、平成15年度が約29億3,000万円、平成16年度は21億2,400万円を見込んでいる。また、財政調整基金は、平成12年度には約49億1,000万円あったが、その後の取り崩し対応のなかで、平成16年度末の見込みでは約10億円となっている。しかしながら、これについては、平成17年度当初予算編成のために、一般会計への繰り入れを見込んでおり、今後はこれに頼ることが出来なくなり、より一層厳しい財政運営が続いていくことは避けられない状況となっている。

次に、歳出面では、扶助費が増加傾向にあるほか、国民健康保険老人保健、介護保険等の特別会計への繰出金の増加、また、施設管理等に伴う委託料や、賃金等の物件費の増加も見込まれる。さらには、今後とも、少子高齢社会対策、環境保全対策、都市基盤の整備、生活安全対策等の政策課題を推進していく必要がある。

歳入の大幅な減少という大変厳しい時代ではあるが、地方自治体には、多様化する市民の価値観や生活様式の変化を見極め、新しい課題に的確かつ柔軟に対応しながら、活力ある豊かな地域社会づくりの主体的な役割を担うことが求められている。

こうしたなかで、健全財政の確保と住民福祉の向上を図っていく

ためには、今後とも、限られた財源の重点的、効率的な配分と併せ、経常的な経費のさらなる削減に徹するとともに、歳出のなかで大きな比重を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費の抑制を考慮し、中・長期的な視点に立った事業選択を行い、地方分権に適応した、より健全な行財政運営に努めていく必要がある。

【経常的経費は一律 12%カットし枠配分】

平成 17 年度当初予算の編成にあたっては、佐倉市財政運営検討委員会からのご提言及び、監査委員からのご指摘等を踏まえ、「歳入規模にあわせた歳出構造」とするための一つの手段として、義務的経費を除く、経常的経費について、一律 12%の削減を行い、各部局への枠配分とした。そして、各部局内において事務事業の抜本的な見直しを行うことを基本としたなかで事業費の削減等を行い、最終的には、予算編成方針との整合性等のなかで、全体的な調整を行った。予算の枠配分方式は、財源難を背景に、多くの自治体が各々の実態に合わせ、対応している現状があるが、こうした措置は、平成 17 年度だけではなく、ここ数年は継続して行っていく必要があり、その方法等については、今後さらに検討を加えていく予定である。

【平成17年度予算のポイント】

従来から掲げている6項目、快適環境と災害に強いまちづくりの推進 スポーツの振興と市民の健康づくりの推進 福祉・保健・医療施策の推進 教育の充実と文化振興の推進 都市基盤の整備と地域の個性化、活性化の推進 市民との協働による地域社会づくりの推進を念頭に、予算査定を行ったが、大幅な歳入の減少ということを考慮したうえで、特に「持続可能な佐倉市財政の確立」を、当面の基本的な目標とした。そのため、経常的経費、臨時的経費を含めまして、すべての事業について、原点に返り、根底から見直すこと、さらには、市民との役割分担、協働等の視点を踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドにより実施することを基本とした。

【予算規模】

平成17年度の当初予算の規模は、一般会計が361億4,500万円、特別会計が、314億45万1,000円で、総額は675億4,545万1,000円となった。これを平成16年度の当初予算額と比べると一般会計では、17.8%の減少、特別会計では11.5%の増額、全体では、6.4%の減少となった。

【実質的な数値では一般会計で8.8%の減少】

平成16年度は、減税補てん債の一括借り換え（総額43億5,630万円）があり、これを除いた平成16年度当初予算額（一般会計で396億1,270万円、特別会計と合わせると677億7,683万8,000円）と比較するのが、実質的な数値となるので、総括表の下に参考として表示した。その数値では、一般会計で、8.8%の減少、特別会計は変わらず、全体としては、0.3%の減少となるもの。

〔減税補てん債の一括借り換え：平成7年度及び8年度に係る減税補てん債（個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる）の一括借り換えのこと。この2年間に発行された減税補てん債は、償還の方法が通常の場合とは異なり、7年度債については、9年間の据え置きで9年後、8年度債については、8年間の据え置きで8年後、すなわち平成16年度において、一括で借り換えるという償還方法となっていたもの。それまでは、利息分のみを償還してきており、平成16年度の償還日において、全額を借り換え、その後、10年間（20回、平成17年3月1日から平成

26年9月1日まで)で、償還(据え置きなしの元利均等償還)を行うもの。平成7年度及び8年度に係る減税補てん債の額は、合わせて43億5,630万円(7年度 19億7,280万円(利率 3.150%)・8年度 23億8,350万円(利率 3.000%))で、この額を歳入予算で市債として計上し、歳出予算で公債費として計上した。従って、平成16年度の一般会計の実質的な予算額としては、この額を差し引いた396億1,270万円となり、これを平成17年度当初予算額と比較するのが実質的な数値となる。ちなみに、借り換え後の元利償還金の額は、46億863万4,701円(利子 2億5,233万4,701円)利率は、1.100%となっている。]

【特別会計の概要】

- ・国民健康保険特別会計は、保険給付に要する経費として、126億1,582万1,000円を計上。
 - ・交通災害共済事業特別会計は、交通災害に係る共済見舞金等に要する経費として1,361万5,000円を計上。
 - ・公共用地取得事業特別会計は、公債費を中心に、2億4,756万2,000円を計上。

・下水道事業特別会計は、下水道の維持管理及び整備に要する経費として、26億5,360万4,000円を計上。

・老人保健特別会計は、医療給付に要する経費等として、98億5,732万5,000円を計上。

・農業集落排水事業特別会計は、処理場の維持管理等に要する経費として、2,130万9,000円を計上。

・介護保険特別会計は、施設介護サービス等に要する経費として、59億8,039万4,000円を計上。

・災害共済事業特別会計は、災害に係る共済見舞金等に要する経費として、1,082万1,000円を計上。

国民健康保険、老人保健、介護保険の各特別会計は、給付費等の増加に伴う増額。

【歳入の主なもの】

以下は、減税補てん債の一括借り換え分の数値を除いた額との比較。

平成17年度当初予算の歳入合計額は、361億4,500万円で、前年度と比べ、34億6,770万円の減額となり、8.8%の減少。歳入の主なものは以下のとおり。

1 款の「市税」は、前年度比 0.4%の減で、225 億 7,962 万 4,000 円を見込んでおり、歳入に占める割合は、62.5%。これは、税制改正による増加要素（配偶者特別控除の廃止等）もあるが、それでもなお景気低迷等による個人市民税の伸び悩み等が主な要因。

2 款の「地方譲与税」は、前年度比 55.0%の増で、11 億 7,000 万円を見込んでおり、歳入に占める割合は、3.2%。これは、国の「三位一体の改革」による国庫補助負担金の削減に係る税源移譲の財源措置として、本格的な税源移譲までの暫定措置として、平成 16 年度に創設された所得譲与税の増額に伴うものが主な要因。

4 款の「配当割交付金」及び 5 款の「株式等譲渡所得割交付金」は、平成 15 年度の地方税制改正により、金融・証券税制の軽減、簡素化が図られ、一定の上場株式等の配当及び株式譲渡益に係る課税について、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日から、特別徴収（「源泉徴収」）が実施されたことに伴うもの。これにより、県に納められた配当等に係る県民税及び株式等譲渡所得に係る県民税（いずれも 3%・所得税 7%）のうち、事務費を控除した額の 3 分の 2 の額が、市町村に配分されるもの。配当割交付金が前年度比 46.7%減の 4,000 万円、株式

等譲渡所得割交付金は前年度と同額の 1,500 万円を見込む。

6 款の「地方消費税交付金」は、前年度比 6.9%の減で、13 億 4,000 万円を見込み、歳入に占める割合は、3.7%。

10 款の「地方交付税」は、前年度比 65.0%の減で、3 億 5,000 万円を見込み、歳入に占める割合は、1.0%。なお、当初予算での普通交付税については、地方財政計画における地方交付税総額がほぼ横ばい（0.1%程度の増）であることから、平成 16 年度の交付額をベースに、税源移譲等による変動の要素（最大でマイナス 2 億円）を加味し、1 億 5,000 万円とし、特別交付税は大きな変動要素がないので、例年どおり 2 億円とし、合わせて 3 億 5,000 万円を計上。

[**地方交付税** : 国の地方財政対策により、平成 13 年度から地方交付税法が見直された。従前は、国が地方に配分する交付税の財源不足を、交付税特別会計（正式には交付税譲与税配付金特別会計）借入金により措置し、その償還を国と地方がそれぞれ折半して負担する方法であった。平成 13 年度からはこれが見直され、国と地方の責任分担のさらなる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るため、財源不足のうち、建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残りについては、国と地方が折半して補てんすることと

なった。そして、国負担分については、国の一般会計からの加算により措置し、地方負担分については、地方財政法第5条に規定する特例債である臨時財政対策債として措置されることになった。但し、地方交付税の減少による影響、一般会計からの加算による国の歳出増等を考慮し、国負担、地方負担とも、平成13年度はその2分の1を、平成14年度は、その4分の1を、従来の交付税特別会計借入金により補てんする措置が講じられていたが、平成15年度からは全面的な移行となった。なお、臨時財政対策債についても、平成16年度以降、平成18年度まで、その発行について継続されることとなった。]

14款の「国庫支出金」は、前年度比13.2%の減で、28億9,043万2,000円を見込み、歳入に占める割合は、8.0%。

18款の「繰入金」は、前年度比38.2%の減で、10億3,952万8,000円を見込み、歳入に占める割合は、2.9%。内容は、財政調整基金繰入金が、10億円、勝田台・長熊線基金繰入金が、3,922万8,000円、学校教育振興基金繰入金が、30万円。

21款の「市債」は、前年度比40.8%の減で、23億4,910万円を見込み、歳入に占める割合は、6.5%。このうち、減税補てん債は、

平成16年度見込み数値と同程度の3億5,000万円を、臨時財政対策債は、地方財政計画での増減率を考慮し、16億円を見込んだ。

構成比の高いものは、市税収入の62.5%、次に国庫支出金の8.0%、市債の6.5%、地方消費税交付金の3.7%、地方譲与税の3.2%、県支出金の3.0%、繰入金の2.9%、といった構成となっている。

【歳出の主なもの】

歳出の合計額は、歳入と同額の361億4,500万円で、前年度と比べまして、34億6,770万円、8.8%の減少。構成比の高いものは、3款、民生費の26.3%で、金額は95億1,075万6,000円、前年度比8.5%の増加。これは、国民健康保険、老人保健、介護保険の各特別会計への繰り出しの増加、児童手当並びに児童扶養手当支給費及び生活保護費等給付費の増加によるものが主な要因。次が、2款、総務費の15.2%で、金額は54億8,028万4,000円、前年度比2.9%の減少、次が、9款、教育費の14.6%で、金額は52億9,434万6,000円、前年度比8.0%の減少、次が、4款、衛生費の12.1%で、金額は43億5,774万4,000円、前年度比2.2%の減少。

【主要事業】

主要事業については、配布資料「平成１７年度佐倉市予算案の概要」１０ページから３７ページまでの「平成１７年度当初予算主要事業説明書」を参照。

なお、事業名の最初に「 印」が付いているものは新規事業。